

マニュアルの全体構成の変更について

1 全体構成の変更の目的

- (1) 本マニュアルの前提条件を 119 番通報から初動時の活動までの間は、対象剤(生物剤 or 化学剤)や災害の種別(テロ or 事故)が不明であることとし、実災害の発生形態を踏まえた内容・構成とすることで、マニュアルの実効性を高めた。
- (2) 化学剤、生物剤への対応には、共通の内容が多いことから、共通部分を統合して簡略化を図った。
- (3) 天然痘患者への対応については、対応主体が衛生部局であり、既に厚労省及び衛生部局により対応計画が作成されていることから、本分科会の検討対象である NBC 災害への対応とは区分して取り扱うこととした。(救急搬送に係る部分については別途検討)
- (4) 新しい NBC 対応車両・資機材の保有本部以外の消防本部も、これらの車両・資機材を保有している本部に応援を要請する場合もあることから、マニュアルに掲載し仕様や運用方法の情報を共有化する。

2 全体構成の変更の内容及び変更概要

別添資料1-2参照